

## 博士学位審査の各段階における必要書類等及び確認・審査事項

平成4年11月5日

教務委員会決定

- 1. 予備審査会:** 学位の申請に先だち、下記のとおり予備審査会を実施するとともに、論文の剽窃確認を行う。  
これにより審査委員候補者（案）が決められ、論文の実質的な審査が行われる。

課程博士学位審査	論文博士学位審査
指導教員の責任において実施する。	当該専攻又は分野が実施方法を決める。 (平成元年7月18日 工学研究科委員会決定)

- 2. 学位申請:** 学位申請時に提出するもの

提出者	課 程 博 士		論 文 博 士
	早期修了者	左記以外の者	
申請者	2-1. 学位申請書 2-2. 論文概要 (300字程度) 2-3. 学位論文 2-4. 論文目録 2-5. 論文の内容の要旨 (2000字程度) 2-6. 履歴書	2-1. 学位申請書 2-2. 論文概要 (300字程度)	2-1. 学位申請書 2-2. 論文概要 (300字程度) 2-3. 学位論文 2-4. 論文目録 2-5. 論文の内容の要旨 (2000字程度) 2-6. 履歴書 *2-7. 業績目録 *2-8. 研究歴を証明する書類 *2-9. 最終学歴を証明する書類 *2-10. 共著者同意書 (審査に必要な場合) * : 論文博士のみに必要な書類
指導教員	2-11. 学則第69条第3項 ただし書 (在学期間短縮) 適用の説明書 2-12. 博士学位論文の剽窃に係る届出書	2-12. 博士学位論文の剽窃に係る届出書	(世話教員) 2-12. 博士学位論文の剽窃に係る届出書
申請者	2-13. 学術情報リポジトリ登録許諾書 (博士学位論文)	2-13. 学術情報リポジトリ登録許諾書 (博士学位論文)	2-13. 学術情報リポジトリ登録許諾書 (博士学位論文)

- 3. 専攻会議:** 専攻主任が下表の専攻会議の議により、作成するもの

3-1. 審査委員候補者名簿

審 査 事 項	事前配付資料	資料提出者	
		課程博士	論文博士
審査委員候補者の選考	2-2. 論文概要 (300字程度) 2-11. 学則第69条第3項ただし書 (在学期間短縮) 適用の説明書 審査委員候補者名簿 (案)	指導教員	世話教員

4. 学位論文等の提出：審査委員決定後、審査までに申請者が提出するもの

課 程 博 士		論 文 博 士
早期修了者	左記以外の者	
なし	4-1. 学位論文 4-2. 論文目録 4-3. 論文の内容の要旨（2000字程度） 4-4. 履歴書	なし

5. 審査委員会による審査及び専攻会議における承認：提出された論文の審査、最終試験又は学力の判定、論文発表状況の確認を行い、専攻会議の議を経て教務委員会・教授会に審査結果を報告する。

A. 審査委員会による審査及び最終試験（学力の確認）

(1) 下記の必要書類等が整っていることを確認する。

課 程 博 士	論 文 博 士
2-3. (4-1.) 学位論文 2-4. (4-2.) 論文目録 2-5. (4-3.) 論文の内容の要旨（2000字程度） 2-6. (4-4.) 履歴書 上記「2-4. (4-2.) 論文目録」に記載の公表論文の抜き刷り	2-3. 学位論文 2-4. 論文目録 2-5. 論文の内容の要旨（2000字程度） 2-6. 履歴書 2-7. 業績目録 2-8. 研究歴を証明する書類 2-9. 最終学歴を証明する書類 2-10. 共著者同意書 上記「2-4. 論文目録」に記載の公表論文の抜き刷り

(2) (1) の内容を審査し、妥当であることを確認する。

「2-4. (4-2.) 論文目録」については、記載の公表内容が学位論文の内容であることの確認を行う。

「2-10. 共著者同意書」は、論文博士についてのみ必要とされているが、本学では企業在籍の学生や企業との共同研究が多いので、課程博士についても「2-4. (4-2.) 論文目録」に記載の公表論文が申請者の学位論文にかかわる発表であることを、審査委員会において確認することが必要である。

(3) 専攻又は分野開催の学位論文発表会に出席し、発表者の研究発表能力を確認する。

(4) 論文審査、最終試験（学力の確認）の結果を判定し、下記の報告書類を作成する。

課 程 博 士	論 文 博 士
5-1. 論文審査及び最終試験の結果報告	5-1'. 審査委員会報告書
5-2. 課程博士の学位授与審査の結果について	5-2'. 論文博士の学位授与審査の結果について
5-3. 論文審査の結果の要旨	5-3'. 論文審査の結果の要旨
5-4. 最終試験の結果の要旨	5-4'. 学力の確認結果の要旨

B. 専攻会議による審議：審査委員会が所定の審査等を行い、適切な判定を行っていることを確認し、これを承認する。

(1) 審査委員会がA. 1～4を適切に行ったことを確認する。

(2) 審査委員会が作成した報告書類（A. 4）を検討・審査する。

「2-5. (4-3.) 論文の内容の要旨（2000字程度）」、「5-3. (5-3'.) 論文審査の結果の要旨」の内容と表現について、十分な検討を行う。

(3) 審査委員会の決定を承認する。

○会議資料

	課 程 博 士	論 文 博 士	資料提出者
事前配付資料	2-5. (4-3.)論文の内容の要旨(2000字程度) 5-2. 課程博士の学位授与審査の結果について 5-3. 論文審査の結果の要旨 5-4. 最終試験の結果の要旨	2-5. 論文の内容の要旨 (2000字程度) 5-2'. 論文博士の学位授与審査の結果について 5-3'. 論文審査の結果の要旨 5-4'. 学力の確認結果の要旨	審査委員主査
回覧又は閲覧資料	2-3. (4-1.) 学位論文 2-4. (4-2.) 論文目録 2-6. (4-4.) 履歴書 上記「2-4. (4-2.) 論文目録」に記載の公表論文の抜き刷り	2-3. 学位論文 2-4. 論文目録 2-6. 履歴書 2-7. 業績目録 2-8. 研究歴を証明する書類 2-9. 最終学歴を証明する書類 2-10. 共著者同意書 上記「2-4. (4-2.) 論文目録」に記載の公表論文の抜き刷り	*回覧又は閲覧資料は、希望があれば、事前に専攻主任に要求することができる

6. 教務委員会：専攻会議が所定の審査等を行い、適切な判定を行っていることを確認し、これを承認する。

	課 程 博 士	論 文 博 士	資料提出者
	5-2. 課程博士の学位授与審査の結果について 5-4. 最終試験の結果の要旨	5-2'. 論文博士の学位授与審査の結果について 5-4'. 学力の確認結果の要旨	専攻主任

7. 教授会：教務委員会の議を経て報告された学位審査の結果について審議し、承認する。

- (1) 審査委員会の報告について、各専攻又は分野において正しい手順で審査が行われたことを確認する。
- (2) 各専攻又は分野の手順が適切であり、判断が妥当な場合に、審査委員会の報告を承認する。

○会議資料

	課 程 博 士	論 文 博 士	資料提出者
事前配付資料	5-2. 課程博士の学位授与審査の結果について 5-4. 最終試験の結果の要旨 2-11. 学則第 69 条第 3 項ただし書(在学期間短縮)適用の説明書	5-2'. 論文博士の学位授与審査の結果について 5-4'. 学力の確認結果の要旨	学務課 *事前配付資料は、希望があれば、事前に学務課に要求することができる
回覧又は閲覧資料	2-3. (4-1.) 学位論文 2-4. (4-2.) 論文目録 2-5. (4-3.) 論文の内容の要旨 (2000字程度) 2-6. (4-4.) 履歴書 5-3. 論文審査の結果の要旨	2-3. 学位論文 2-4. 論文目録 2-5. 論文の内容の要旨 (2000字程度) 2-6. 履歴書 2-7. 業績目録 2-8. 研究歴を証明する書類 2-9. 最終学歴を証明する書類 2-10. 共著者同意書 5-3'. 論文審査の結果の要旨	*回覧又は閲覧資料は、希望があれば、事前に学務課において閲覧することができる

## 8. その他：副専攻主任の職務

副専攻主任は、専攻主任の職務を補佐するものとし、専攻主任に支障があるときは、その職務を代行する。

附 則

この取扱いは、平成4年11月5日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成7年6月7日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成16年4月9日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成22年4月15日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成25年7月11日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日）

この取扱いは、平成28年4月1日から実施し、平成28年9月修了予定者の学位論文審査から適用する。

附 則（令和4年1月12日）

この取扱いは、令和4年4月1日から実施する。